



2025 年 11 月 26 日

各 位

会 社 名 株式会社ブレインパッド
代表者名 代表取締役社長 CEO 関口 朋宏
(コード番号: 3655 東証プライム)
問合せ先 上席執行役員 CFO 新木 菜月
(TEL. 03-6721-7701)

臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2026 年 2 月下旬に開催予定の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を招集する場合に必要な基準日の設定について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本臨時株主総会に係る基準日等について

当社は、本臨時株主総会を開催する場合に備え、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、2025 年 12 月 31 日（水曜日）を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主といたします。

- (1) 基準日 : 2025 年 12 月 31 日（水曜日）
- (2) 公告日 : 2025 年 12 月 11 日（木曜日）
- (3) 公告方法 : 電子公告（当社ホームページに掲載いたします。）

<https://www.brainpad.co.jp/ir/>

2. 本臨時株主総会の開催日程および付議議案等について

当社が 2025 年 10 月 30 日に公表した「富士通株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する賛同の意見表明および応募推奨ならびに経営統合契約の締結に関するお知らせ」においてお知らせしましたとおり、富士通株式会社（以下「公開買付者」といいます。）は、公開買付者による当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）が成立したものの、当社株式の全て（当社が所有する自己株式を除きます。以下同じです。）を取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後、以下の方法により、当社を公開買付者の完全子会社とするための一連の手続を実施することを予定しているとのことです。

具体的には、公開買付者は、①本公開買付けの成立により、公開買付者が所有する当社の議決権の合計数が当社の総株主の議決権の数の 90%以上となり、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）第 179 条第 1 項に規定する特別支配株主となる場合には、本公開買付けの決済の完了後速やかに、会社法第 2 編第 2 章第 4 節の 2 の規定に基づき、当社の株主（公開買付者および当社を除きます。）の全員に対し、その所有する当社株式の全部を売り渡すことを請求（以下「株式売渡請求」といいます。）する予定であり、他方、②本公開買付けの成立後、公開買付者が所有する当社の議決権の合計数が当社の総株主の議決権の数の 90%未満である場合には、公開買付者は、会社法第 180 条に基づき、当社株式の併合を行うこと（以下「株式併合」といいます。）および株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む本臨時株主総会を開催することを、本公開買付けの決済の完了後速やかに当社に要請する予定とのことです。また、公開買付者は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定とのことです。本日現在においては、本臨時株主総会の開催日は、2026 年 2 月下旬を予定しているとのことです。

このたび、当社は、本臨時株主総会の開催が必要となる場合に備えて、あらかじめ本臨時株主総会

の招集のために必要となる基準日を設定することにいたしました。なお、本臨時株主総会の開催日時、開催場所および付議議案の詳細等につきましては、決定次第、改めてお知らせいたします。

なお、(i)本公開買付けが成立しない場合、(ii)本公開買付けが成立し、公開買付者が本公開買付けにより当社株式の全てを取得できた場合、または、(iii)本公開買付けの成立により、公開買付者が所有する当社の議決権の合計数が当社の総株主の議決権の数の 90%以上となり、公開買付者が株式売渡請求を行う場合には、当社は、本臨時株主総会を開催せず、本臨時株主総会に係る基準日も利用しない予定です。

以上